

(平成25年度以前から私立高等学校等に在籍する方)

「就学支援金」「授業料減免」制度説明資料 ～私立高校授業料の負担軽減について～

○ 就学支援金（国の制度）

就学支援金は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としています。

1 就学支援金の支給対象者について

県内の以下の学校及び課程に在学する生徒に対して、その在学期間に応じて最大で36か月分(通信制は48か月分)支給されます。

高等学校等(公立高校を含む)を既に卒業・修了している生徒は対象となりません。

私立高等学校(全日制課程・通信制課程)

私立専修学校高等課程

※上記のうち専攻科は対象となりません。

2 就学支援金の金額について

就学支援金の支給額は月額9,900円です。ただし、保護者（親権者）の所得に応じて加算され場合があります。区別の支給月額下表のとおりです。

(平成24年7月分から)

対象世帯区分	支給月額
(1) 生活保護世帯	19,800円
(2) 市町村民税が全て非課税の世帯	
(3) 市町村民税の所得割のみが非課税の世帯	
(4) 市町村民税の所得割が18,900円に①、②の合計を加えた額未達の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	14,850円
(5) その他の世帯	9,900円

※ 支給月額は1か月あたりの上限額で、請求される授業料がこれを下回る時は、支給額＝授業料(月額)となります。

※ 市町村民税には所得割、均等割というものがあります。

所得割とは前年の所得金額に基づき課税されるものです。

均等割とは一定の所得がある場合、前年の所得金額にかかわらず定額(3,000円)を課税されるものです。

3 就学支援金の受取人について

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。
生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。

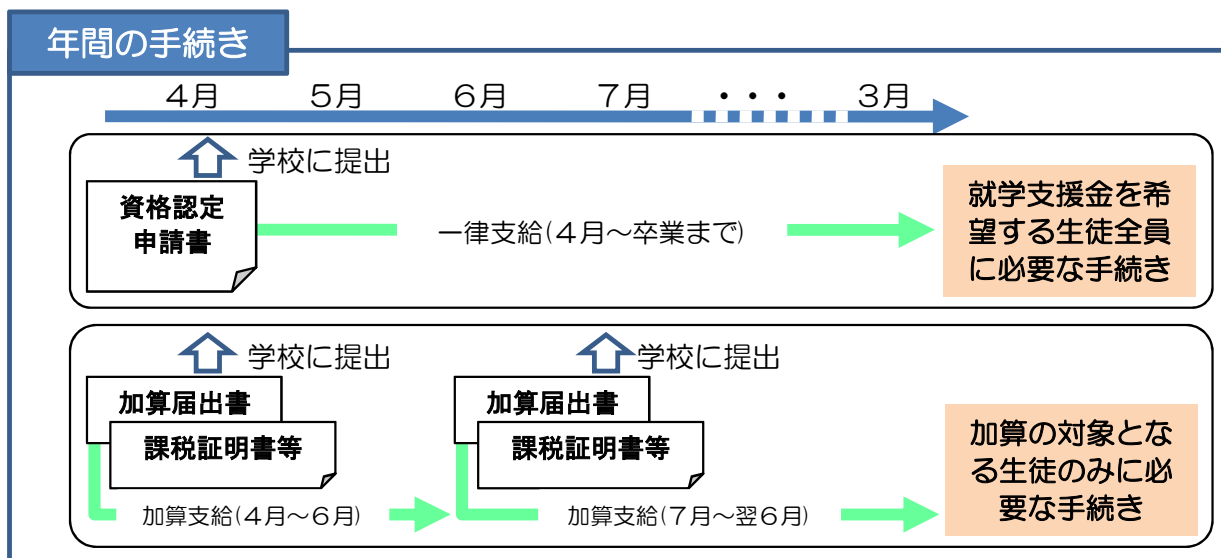
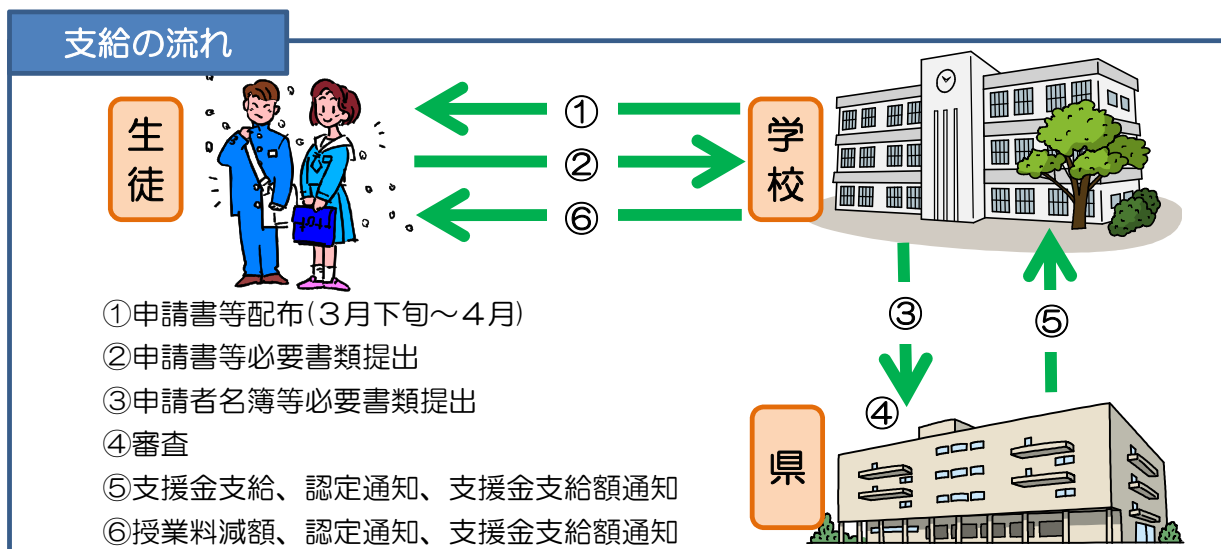
就学支援金を授業料に充当するか又は還付するか、授業料がいつから減額されるかなどの取扱いは各学校によって異なりますので、その取扱いについては各学校にお尋ねください。

4 就学支援金の支給の流れについて

就学支援金の支給を希望する場合、県から受給資格の認定を受ける必要があります。学校から配布される「受給資格認定申請書」に必要事項を記入して、学校に提出してください。申請後、資格が認定されると県から学校を通じて認定通知書を送付します。なお、休学・転校等する場合は別途手続きが必要です。

前ページの2の対象世帯区分(1)～(4)の世帯についてのみ、資格認定の手続きに加え、加算の手続きが必要です。

加算の手続きには、学校から配布される「加算支給に関する届出書」「扶養親族に関する申立書」に、生徒の保護者の課税証明書（全部事項証明）及び健康保険証の写しを添付して、学校に提出することが必要です。新1年生や7月1日以前に転入した生徒はこの加算の届出を年2回行う必要があります。



5 就学支援金Q&A

Q1. 就学支援金は授業料以外にも充てられますか。

学校が就学支援金を充てることができるのは授業料のみです。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象となりません。

Q2. 学校から特待生の扱いを受けており、授業料が全額免除されています。この場合でも就学支援金を受給することはできますか。

就学支援金は生徒に授業料負担額が発生している場合に、その負担額に応じて支給されることとなっています。学校独自の減免制度により授業料負担額が発生しないケースでは就学支援金は支給されません。

Q3. 誰の税額を基準として加算の対象になるかどうかを判断するのですか。

加算の対象の判断に際しては、原則として保護者（親権を行う者）の税額を基準として判断することとなっています。

Q4. 親の離婚等で保護者の変更があり、保護者等の税額が変わることによって加算額の変更が生じる場合には、いつから加算額が変更されますか。

保護者に変更があった場合には、生徒は速やかに届け出なければならないこととされています。保護者関係の変更に伴い加算額も変動する場合には、この届出のあった翌月から、変動した加算額が適用されることとなります。

Q5. 平成24年3月に父親が失職し、収入が非常に低くなった場合、それまでは相應の収入があり、平成23、24年度の課税額は加算基準額を超えることとなる。

この場合は加算要件を満たさないため、やはり加算は認められないのでしょうか。

平成24年4月の新入生の加算の可否は平成23年度及び平成24年度の課税額により決定します。このケースでは加算対象とは認められません。ただし、家計急変として以下の授業料減免を受けられる場合がありますので、学校に相談してください。

○ 授業料減免（県と学校の制度）

授業料減免は、就学支援金の支給を受けても授業料負担が残るため、低所得世帯の高校生の授業料を減免し、高校生が教育を受ける機会を確保することを目的としています。

1 授業料減免の支給対象者及び減免額について

授業料減免の対象者は、県内の私立高校に通う以下の世帯の生徒になります。

区分	対象世帯	減免額
第1種	① 生活保護世帯	上限10,000円
	② 市町村民税非課税世帯	
	③ 家計急変	
	④ 児童養護施設入所者等	
第2種	⑤ 市町村民税所得割非課税世帯	上限5,000円

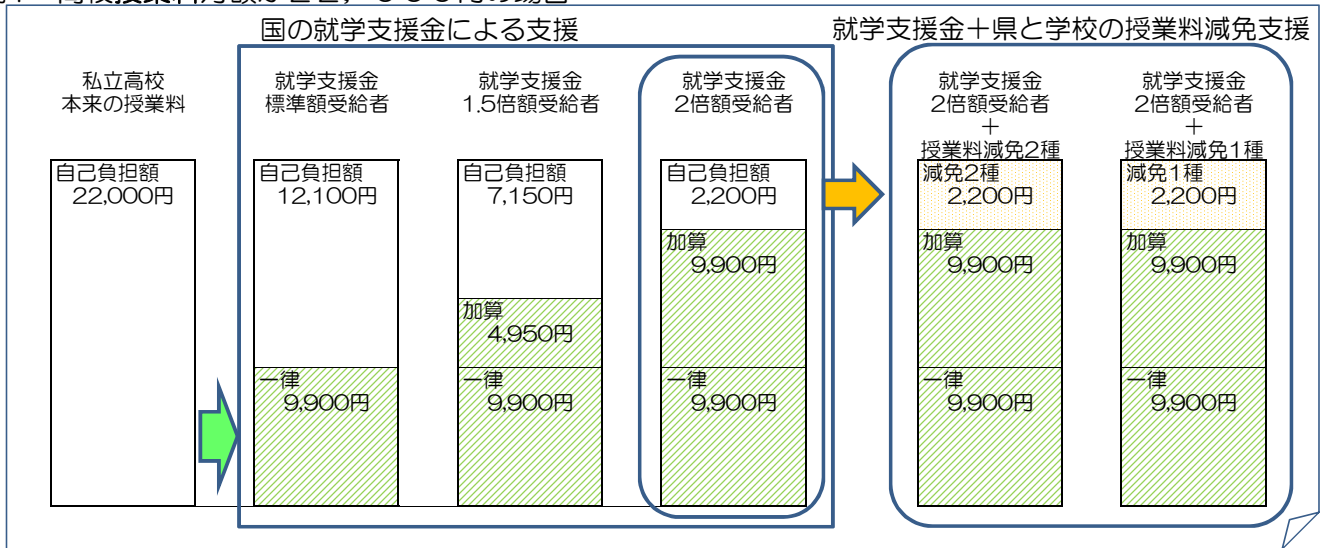
※ 減免額は授業料から就学支援金を除いた金額が上限となります。（裏面参照）

2 授業料減免の手続きについて

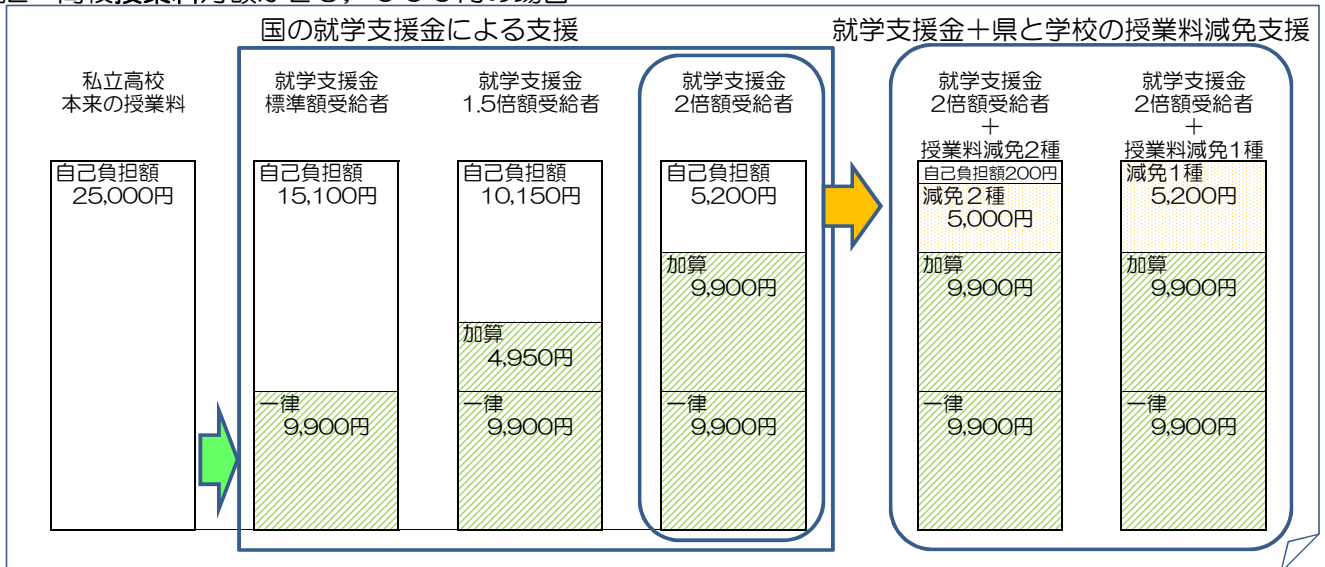
6月頃に学校から希望調査がありますので、授業料減免を希望する場合、学校に減免申請書、課税証明書等を提出してください。ただし、就学支援金で課税証明書等を提出している場合は改めて提出する必要はありません。提出された申請書等を審査し、減免することが適当と認められた場合は4月にさかのぼって減免します。既に納付した授業料の返還については、各学校で取扱いが異なりますので、その取扱いについては各学校にお尋ねください。

授業料無償化イメージ図

例1 高校授業料月額が22,000円の場合



例2 高校授業料月額が25,000円の場合



例3 高校授業料月額が30,000円の場合

